

2024年度

横浜市生活自立支援施設はまかぜ
事業計画書

自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日

社会福祉法人 神奈川県匡済会

○神奈川県匡済会の基本理念

あらゆる人の尊厳を守り 常に人が人として
文化的生活を営めるよう その自立に向けた支援に努める。

1 2024年度事業計画の概要

施設を利用する生活に困窮している方々が、安全で安心な生活を送れるよう健全な管理運営に取り組む。

改めて、生活困窮者の自立支援という観点に立ち戻り個々の課題に寄り添い、求められる支援・新しい支援を、既成概念にとらわれることなく創出する。

施設を退所された方々が、地域社会での生活が定着へ向かうことが出来るよう継続的な支援をおこなう。

2 運営計画

(1) 基本理念の実行

事業運営にあたっては、法人の基本理念である「あらゆる人の尊厳を守り、常に人が人として文化的生活を営めるようその自立に向けた支援に努める」という言葉の意味を理解し、権利と尊厳を守り、個々の事情に沿った支援を行う。

(2) 生活困窮者自立支援法に伴う業務の執行

①一時生活支援施設の運営

一時生活支援施設として利用者の受け入れを幅広く積極的に行い、宿泊場所の供与や衣食の供与を行い、安心して生活できる場所の提供をおこなう。

②自立相談支援機関としての支援

自立相談支援機関として、多岐にわたる「はまかぜ」利用者の抱える課題・問題を前に進める相談・支援をおこない、利用者の自立と地域定着に向けての取組みを続ける。また、支援会議の開催やのケースカンファレンスなどを適切な遂行に努める。支援に伴う事務処理は期限内に確実に行う。

③アウトリーチ

自立相談支援機関「はまかぜ」のアウトリーチ部門として、看護師と共に相談員が巡回しておこなう健康相談を通して、生活困窮者の早期把握に努め、適切な相談支援につなぐ。困窮時に相談できる窓口や制度についても周知活動も並行して行う。また、退所後支援を通して、はまかぜ退所後の利用者へ地域生活継続・定着のため報提供や同行等の支援を積極的に行う。

地域住民や市民の通報、相談を受けて現地へ赴き、健康相談、生活相談等を行い状況把握をおこなうと共に、関係機関と連携を取り解決に向けて進めていく。

(3) 利用者支援

①個別支援のために

利用者の職歴・生活歴・能力・意向を踏まえ、個々の事情に合わせて作成した支援プランに基づき、支援情報を職員間で共有し幅広い支援をおこなっていく。

②就労支援

従来行ってきた支援内容を再考し、利用者の持つ様々な課題に寄り添うと共に、選択肢を多く提示できるような就労支援を生み出し、有効な支援を継続していく。就労支援を受けることが大きくプラスに感じられるような支援内容を構築する。

③退所後生活の定着のために

利用者が退所後に安定して地域での自立生活を送り、安心して地域生活を送れるよう、退所後支援を通して、利用者の生活確認と日常生活の不安や不満を聞き取ることで生活を維持できるよう支援を行う。また、生活に困った際に相談できる場所、制度等の情報の発信を行う。必要に応じて相談支援機関への関係機関への同行し適切な繋ぎを行う。

④未然防止のために

借上げシェルター、ワンナイト入所の活用を通して、幅広く受け入れを行い「今困っている状態」の解決に向けて取り組む。アウトリーチや地域ネットワークを利用し情報の共有と、早期相談へ繋がるような取り組みを行う。

⑤医療面の支援

協力医療機関と連携して利用者の健康診断を通して健康状態の把握に努める。健康診断結果を踏まえて支援プランを策定する。また看護師による健康相談や健康管理に関する助言・支援も並行しておこなっていく。

嘱託医（精神科）の活用により、利用者の持つ不安な気持ちや落ち着かない気持ちの解決する糸口となるような相談・支援を行う。

医療費に課題を持つ利用者に対して、無料低額診療等を利用し治療可能な状態を維持する。

⑥施設設備の活用

フリーWi-Fiの利用による通信機器を使用しての求職活動の幅を広げる。利用者の体調や特性を考慮した上での居室や半個室を活用して、感染防止の取り組みや、自立生活に向けたプログラムを行う等、個々の事情を考慮した計画的な支援を行う。

(4) 関係機関との連携

①連携・構築

横浜ハローワークより派遣されている職業相談員や、神奈川県ホームレス就業支援協議会の就業支援相談室と連携して利用者の就労支援を行う。現状では一般就労が困難と思われるケースに対しては、技能講習や体験講習を利用するなど、就労自立に向けた支援に努める。

本会の運営する福祉施設との更なる連携の他、利用者の意向に基づき、更生、救護、高齢者施設などの福祉施設への入所支援を行う

②アディクション

通所施設（寿アルク）と連携・協力を得ながら、飲酒による課題を抱えている者に対して、専門病院への受信や断酒プログラムなどの活用の提案をおこない、回復に向けた支援を行う。また、ギャンブルや薬物等のアディクションからの回復に向けた取り組みには社会資源を有効に活用していく。

③関係機関

各区生活支援課との定期的な連絡会や説明会を設け相互理解に努め、連携を図り切れのない、利用者の退所後の生活の安定に向けた支援を行い、再路上生活を防止に繋がる支援を行う。

健康福祉局生活支援課と支援状況・実績・対策等を定期的に共有化を図り、連携を深め、利用者の自立生活に向けた効果的な支援を行う。

⑤住宅

横浜不動産協会の協力による住宅相談や、協力不動産業者の活用により、利用者の居所確保を図る。

⑥アウトリーチ

アウトリーチ活動がより効果的に行えるように、横浜市ホームレス等総合相談推進懇談会を開催して、関係機関・団体、識者などの方々からの意見を得て、今後のアウトリーチ活動やアウトリーチの役割、意味を再確認していく。

(5) 施設運営・衛生管理

- ①利用者の状況に応じた施設内作業の実施や、施設での利用者の生活環境の向上のための様々なレクリエーションやイベントの企画実行、また自立に向けた利用者の生活面の支援を行うなど、感染予防と並立したサービス・支援内容の改善に努める。
- ②施設の衛生管理のため、定期的な消毒や寝具乾燥、カーテン類の定期交換などを実施する。
- ③施設生活の協働化もかねて利用者から希望者を募って施設内の作業を実施し、作業後には謝金を渡す。謝金の金額については社会情勢を加味し検討していく。
- ④厨房関係は栄養士による利用者の健康促進を行う。また、食品衛生面においては本会の契約している、衛生コンサルタントを通して適性管理を行う。
- ⑤安全・安心な施設運営のために、日常的に災害への抑止対策に取り組むと共に、地域や施設内関係機関との防災訓練及び地震災害訓練を行う。災害時のB C Pや参集計画を定期的に更新していく。
- ⑥施設への見学や実習を受け入れ、福祉施設としての社会的使命を果たすと共に、施設で実施している事業内容の広報周知等を図る。また、研修や見学など内外問わず積極的に参加をおこない、新しいネットワーク構築を目指していく。
- ⑦地域の一員として、地域の会議や催しには積極的に参加する。
- ⑧寿地区年末年始対策事業に協力する。

(6) 職員育成

職場内にハラスメント抑止の考えを浸透させると共に、ワークライフバランスに配慮した取り組みを進めると共に、全職員間の情報共有の機会を一層充実させ、オンライン研修などを取り入れながら、本会としての人事評価や育成方針に基づいた組織的・体系的な研修を実施する。また、外部研修やケーススタディなどの定例職場研修を通して職員へのコンプライアンス意識向上を図り、組織のリスク管理や組織力の向上を図る。

資格取得に向けて本会の資格取得支援制度を有効に活用するとともに、取得を目指す職員への理解を職場全体で深めていく。

(7) 環境保護

施設内外の環境美化、緑化に努め、快適な環境づくりを行うと共に、事業実施に伴うごみの減量化、リサイクル、省エネルギーの促進・環境保護に努める。

3 本年度の課題・目標

(1) 法令・改正法の理解

- ①新たに施行される、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「改正障害者差別解消法」等の内容の理解し、求められる適正な支援を行う。

(2) コンプライアンスとガバナンス

- ①ハラスメント抑止、個人情報保護など、法令を遵守する意識を職員間に浸透させ、組織としての管理体制を強化する事で、組織のリスク管理につなげていく。

(3) 体制

- ①職場内の組織図を職員が十分に理解し行動できるよう周知を行っていく。
- ②職場内に「分析班」を配置し、目標値の根拠や論拠を持てるように分析、解析を進め、職員全体で共有できる目標を設定する。
- ③魅力アップ検討委員会を中心に新しい支援を生み出していく。

(4) 新たな施設機能の構築

- ①事務機能のブラッシュアップ、ICTの推進化を進めるとともに、より安全で効率的なシステムを継続的に構築していく。
- ②利用者の現状を踏まえて、施設のハード、ソフトの両面から支援内容の見直しをおこない、効果的な施設機能を構築する。
- ③インターネットサービスを利用し制度、事業、支援内容等を積極的に発信していく。SNSを有効に活用していく。

(5) 生活困窮者自立支援法に伴う業務執行のために

- ①組織体制の整備により、切れ目のない支援を実践する。管理職職員による支援経過の確認と支援に關わる議論をおこない、決められたことをきちんと遂行していく。
- ②無料低額診療制度の活用などによって、利用者のだれもが必要な医療受診がおこなえるよう支援を行う。
- ③入所時搬送サービスの実行によって、区との連携強化や施設利用率の向上を図る。
- ④借上げシェルター、ワンナイト入所、要配慮者の借上げシェルターなどを活用して、利用者の事情に沿った受け入れを積極的に行なう。
- ⑤施設の広報や外部の情報収集を行うと共に、施設内外の業務の円滑化と連携強化を図る。
- ⑥他の自立相談支援機関との関係を構築し情報、課題の共有をおこなう。
- ⑦アウトリーチ活動、退所後支援などにより、施設外にいる対象者のニーズ把握に努め、はまかぜや関係機関と連携をして適切な相談支援を行う。
- ⑧利用者のアンケートを行って、利用者の意見・要望の把握に努め、業務や支援に反映させ、改善に取り組む。
- ⑨日頃から利用者のニーズ把握や信頼関係の構築に努め、支援中断による利用者の退所抑止に努める。
- ⑩利用者への継続的支援が必要な場合は、はまかぜの退所時に他の自立支援機関へ情報提供を行い、適切な引継ぎを行う。
- ⑪外部の生活困窮者からの相談や問い合わせに対して、適切な相談窓口などの情報提供を行う。

(6) 就労支援について

- ① 就労自立率＝就労可能と判断された者の内、50%の就労自立を目標とする。
(目標達成のために)
- ア 就労セミナー、各種講座などを活用して就労への意識付けを行う。
 - イ 利用者には、求人の状況に合わせた就労活動を促すとともに、就業支援事業との連携により就労による自立支援を促進する。
 - ウ 技能講習、体験講習の活用により、利用者のスキルや経験に基づく就労活動を促して、就労につなげる。
 - エ 支援を受ける側が就労支援を有効な支援だと感じることが出来るような内容の見直し、より効果的な支援を創出していく。
 - オ 職業相談室、横浜相談室との定期的に進捗状況を共有し、双方の視点から有効な支援を考えていく。

(7) 退所後支援

- ① 支援担当職員とアウトリーチ担当職員の連携を強化と共に、早いタイミングでの情報提供や共有を図り、対象者との関係つくりに取り組む。
- ② 退所後の生活を安定させ再び路上に戻らぬように、利用者の退所後のアフターケア機能としてのプログラムを構築に取り組む。「してほしいことをすることが出来るか」を議論していく。

(8) 人材確保・育成

- ① 法人と一体になって人材の確保に努め、組織全体で新人の育成に取り組む。
- ② 職員を国や県が行う研修に順次参加し、法律や制度への理解を深める。
- ③ 施設が職員のスキルやキャリアアップを奨励・支援し、職員が知識を深め、技術をみがき、充実して仕事に取り組める職場環境を創る。
- ④ 定期的なケーススタディ研修などを行うと共に、法人の育成計画に基づいた研修を行って職員の育成やレベルアップを図る。
- ⑤ 国の「働き方改革」の推進に沿い、残業や休暇取得などで、職員により有効な職場環境の構築に取り組む。
- ⑥ 人権研修や個人情報保護に関する研修を定期的に行う。
- ⑦ 本会の資格取得支援制度の活用を促すと共に、職場全体が取得に向けて取り組む姿勢に理解を示す。

(9) 施設運営・設備

- ① 文書管理・保管について、規程に基づいた適正な管理に取り組む。
- ② 老朽化により大きなリスクが想定され修繕を要する設備については、修繕計画をたて、タイミングを逸すことなく、早急に修繕を実施し長寿命化を目指す。
- ③ 新たに備品購入を要する物は、別紙中期計画に基づき費用対効果を考慮のうえで購入する。
- ④ 事業を行ううえでリスクの定期的な棚卸しや設備の点検を行い、安全な事業の実施に努める。
- ⑤ 寿地区年末年始対策事業への協力は、横浜市の仕様に基づき支援団体など協力団体の協力を得て、円滑に運営できるように取り組む。

4 資料 2023年度事業について

(※数字は2024年1月末まで)

(1) 生活困窮者自立支援法に伴う業務の執行

①一時生活支援事業による「はまかぜ」の施設運営

ア 利用者数

- ・378人（前年度同月比60人増）
- ・借上げシェルター利用者数=78人（前年度同月比19人増）
- ・ワンナイト入所利用者数=44人（前年度同月比22人増）

②自立相談支援機関としての支援

ア 個別支援

- ・利用者の同意のもとに適切な支援プランを作成、また職員間で支援情報の共有化と活用を図り、利用者の自立に向けた支援を行った。

イ 関係機関との連携

- ・各区の自立相談支援機関やハローワーク、医療機関、生活保護施設などと定期連絡会などを通して連携を図り、利用者の退所後の生活安定を考慮した支援に努めた。
- ・搬送サービス実績（5区：56件 前年度同月時：67件）
- ・見学対応 対応回数 42回 対応人数 261名
- ・他の自立相談支援機関のセーフティーネット会議出席。
(中区：7月25日 1月31日)
(緑区：6月30日、12月1日)

ウ アウトリーチ支援

- ・年間の相談件数（街頭相談を含む）=1109件
- ・はまかぜへの入所実績=25件
- ・これまでのホームレス状態にある者の相談支援と共に、市民等からの通報などへの対応を意識的に行った。

エ 退所後支援

- ・退所後にアパートに入居して自立生活を送る者に対して、退所後の安定した居宅生活の確保推進を目的に、電話での状況確認のうえで感染予防に配慮しながら、見守りや相談を行う退所後支援を行った。
- ・退所後支援開始者20名、終了者15人（前年度の繰り越しを含む）

オ 支援中断による退所

- ・支援の中止率（無断、期限、その他）
13.8%（前年同月時14.5%）
- ・退所時にアパートへ居所を確保した者
38人（前年度同月比5人増）

(2) 施設運営・衛生管理

①はまかぜサービスプラン（イベント）

- ・新型コロナウイルス感染症の5類への移行後についても、施設管理上の観点から実施せず。

②新たな施設機能の導入

- ・施設の今後を見据えた新たな施設機能の導入に向けて、魅力アップ委員会を継続して開催し施設の魅力アップさせるための議論を重ねた。

③見学者・実習生の受け入れ

- ・本年度は、コロナの影響から国家資格取得を目的とした学生の実習は感染症予

防の観点から、1校2名を受け入れた。また、施設への見学者の受け入れは感染予防策を徹底したうえで、35件、277名の見学対応を行った。

- ・寿町内閣連施設の職員研修（25名参加）に職員が講師として参加、事業内容の説明を行った。

④防災訓練の実施

- ・複合施設内の利用機関との合同防災訓練を行った（9月20日）。
- ・施設単独で夜間想定の避難訓練を行った（11月22日）。

⑤衛生点検・フトン乾燥・消毒

- ・職員が月1回、居室の衛生点検を行い、利用者へ衛生保持を働きかけている。
- ・法人委託の食品衛生コンサルタントによる食堂の衛生点検を隔月に実施。
- ・毎月1回、居室の消毒および害虫発生時に消毒を実施。
- ・年6回のフトン乾燥を実施。

⑥利用者アンケート

- ・利用者アンケート（6月23日～30日、12月21日～25日）を実施した。
- ・結果は施設内の掲示や、はまかぜ通信、法人ブログに掲載し周知を図った。

⑦2023年1月「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）の受託

- ・1月8日から12日に調査を実施、247人（内女性15人）を確認した。

⑧令和5年度寿地区年末年始対策事業（12月28日～1月5日）への協力

- ・臨時宿泊所の運営（入所5名）
- ・借上げ宿所の運営（利用48名　うち女性3名）

⑨はまかぜ通信（隔月発行）

- ・各区生活支援課や関係機関への広報とより一層の連携を目的として、広報誌を作成して施設内容の広報周知を行った。
 - ・41号（5月25日）、42号（7月25日）、43号（9月25日）
 - ・44号（11月25日）、45号（1月25日）　　発行

⑩精神科嘱託医

- ・利用者の精神面の不安等の相談ツールとして活用。（本年度の利用実績はなし）

⑪施設の維持管理

- ・営繕担当窓口職員と設備管理の業者による設備の巡視・点検結果をもとに修繕計画をたて、施設設備の修繕を行った。

（3）職員育成

①法人による階層別研修を実施

- ・新卒者研修（年4回）1名参加
- ・評価者研修（4回）7名参加
- ・自分スキルアップ研修（9月15日：12名、10月6日：3名、11月17日：2名、12月1日：2名、12月15日：2名　参加）
- ・法人全施設職員参加のケーススタディ研修（10月18日）

②外部研修

- ・全国困窮者自立支援全国研究交流大会参加（11月11日～12日：1名参加）
- ・全国厚生事業団団体連絡協議会研究会議（1月18日～1月19日：1名参加）

③職場内研修

- ・ケーススタディ研修や人権研修等、職員の自主的な勉強会を行った。
- ・人権研修（ハラスメントについて）10月17日（横浜地方法務局人権擁護課より講師派遣）全職員
- ・ネットリテラシー研修（ICT化にむけて）全職員

（4）就労支援の取り組み

- ①就労自立率=44.2%（前年度同月比2.5ポイント増）

- ア 利用者の個々の事情に対して柔軟な対応を行った。
 - ・可能な限り極力利用者の個々の事情に合わせた就労支援に取り組み、就労自活の促進に取り組んだ。
- イ 就労セミナー
 - ・就労セミナーの参加 56 人（10 回実施）
テーマをアンガーマネジメント、ビジネスマナーや面接など求職の基礎的な内容に設定。
就労支援職員による参加への働きかけや、求職者にとどめず広く利用者から参加者を募った。
- ウ 就業支援事業との連携
 - ・就業支援事業の担当者と、連携を密にして利用者の支援に有効な技能講習や職場体験講習などへの参加に向けて働きかけた。

（8）2023 年度事業の評価

- ・ここ数年の傾向と変わらず、年度を通して介護的支援を要する利用者が在籍していた。日常生活に課題を抱える利用者の支援は求められることの多くを行うことは難しい状況がある。その中でも安心・安全な生活を維持していくことを念頭に捉えて支援を行った。
- ・年間を通して様々な課題を抱えた女性の利用が続いた。特別な配慮を要する女性が利用した際は、「限られた条件の中で出来ることを支援」をおこない、次の生活環境へ引き継ぐことが出来た。
- ・様々な課題を抱えながらの支援であったが、利用者の絶対数が少ない中でも、自立率はほぼ前年並みの高率を果たせた。今後も、施設の優位性をアピールし、より多くの自立者を輩出するために、新しい支援、求められる支援に取り組むことが重要である。
- ・利用者アンケートを 2 回実施。アンケート結果の検証と結果の周知を行った。談話室の経年劣化していた机と椅子の交換を進めた要因の一つにアンケート結果が影響している。
- ・新たに 4 名の職員を雇用した。新卒者 1 名、中途採用者 2 名、非常勤採用 1 名。
- ・営繕担当職員を窓口に修繕計画を立て、「安全性の維持」「早期の対応」「長寿命化」に留意して対応した。

長年続けてきた支援について、内容変更、充実を必要と感じる一年となった。利用者のそれぞれの事情に寄り添い支援するには、現状の支援内容だけでは支え続けることは困難である。そのため、2024 年度は現状から前進できる支援を構築するための分析を行い、明確な目標設定をしていく必要性を感じる。